

好循環サイクル促進パワーアップ設備導入支援事業費補助金審査委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、好循環サイクル促進パワーアップ設備導入支援事業費補助金実施要領（以下「実施要領」という。）の適正な運用を図るため、実施要領第7条第1項の規定により、好循環サイクル促進パワーアップ設備導入支援事業費補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査)

第2条 審査委員会は、実施要領第7条第1項の規定による事業計画の採択に際し、審査を行う。

2 前項の規定による審査は、別に定める好循環サイクル促進パワーアップ設備導入支援事業費補助金審査要領により行うものとする。

(組織)

第3条 審査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 秋田県産業労働部地域産業振興課輸送機産業振興室長
- (2) 秋田県 産業技術センターに属する者
- (3) 公益財団法人あきた企業活性化センターに属する者
- (4) 学識経験者（大学教員等）
- (5) 金融機関に属する者

2 前項の規定による委員は、秋田県産業労働部長が委嘱する。

3 審査委員会の委員長は、秋田県産業労働部地域産業振興課輸送機産業振興室長とする。

4 委員長は、審査委員会を代表し、会務を統括する。委員長に事故等があるときは、秋田県産業労働部地域産業振興課輸送機産業振興室に属する者がその職務を代理する。

(開催)

第4条 審査委員会は、必要に応じて秋田県産業労働部長が招集する。

2 審査委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

3 委員長は、審査のために必要と認めるときは、委員以外の者を審査委員会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 審査委員会は非公開とし、出席者は審査委員会において知得した秘密情報を外部に漏らし、又は盗用してはならない。

(事務局)

第5条 審査委員会の事務局は、秋田県産業労働部地域産業振興課輸送機産業振興室に置く。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 2 0 日から施行する。